

鉦山保安推進協議会会長賞表彰規程

(目的)

第1条 鉦山保安表彰実行委員会は、鉦業団体の会員企業等の中で、永年にわたり鉦山保安の推進向上に努めるなど、顕著な功績が認められる鉦山・事業場、個人及び関係学識経験者等に対し、鉦山保安推進協議会会長賞（以下「会長賞」という。）を贈り、これを表彰するものとする。

(表彰の種類)

第2条 会長賞の対象は次のものとする。

- (1) 鉦山・事業場
- (2) 個人
- (3) 関係学識経験者等

(定義)

第3条 本規程において、鉦山保安には、鉦害防止、環境保全を含むものとする。

2 鉦山・事業場には、休廃止鉦山並びに鉦業系導管事業及び掘削工事等の請負者を含むものとする。

3 個人には、休廃止鉦山並びに鉦業系導管事業及び掘削工事等の請負者に在籍する者を含むものとする。

4 関係学識経験者等は、休廃止鉦山並びに鉦業系導管事業及び掘削工事等に関係する学識経験者等を含むものとする。

(鉦山・事業場に対する表彰)

第4条 鉦山・事業場に対する表彰は、保安水準の向上に努め、他の模範となる鉦山又は事業場であって、過去3年間に鉦山保安法施行規則第46条第1項に係る災害、事故その他の事象が発生していないもの（第2号については3日以上休業災害に限る。第4号、第18号から第20号、第22号を除く。）又はこれに相当する事業場を対象とする。

(個人に対する表彰)

第5条 個人に対する表彰は、次のいずれかに該当する者であって、一～四に掲げる者については過去3年間に重大な法規違反もしくは軽傷以上のり災がない又は鉦害を発生させていない者を表彰の対象とする。

- 一 鉦山又は事業場の保安に7年以上携わり、顕著な功績のあった者

- 二 保安技術の改善等により、保安水準の向上に顕著な功績のあった者
- 三 鉱山又は事業場の保安教育に7年以上携わり、保安教育の推進向上に貢献した者
- 四 10年以上無事故で鉱山・事業場に勤務し、かつ、職場における災害防止の推進の模範となっている者
- 五 災害に際して、その拡大防止又は人命救助等の行為をした者
- 六 前各号に掲げる者以外の者であつて、役員会が特に表彰に値すると認めた者

(関係学識経験者等に対する表彰)

第6条 鉱山保安の推進に顕著な功績のあった学識経験者等を対象とする。

(表彰件数)

第7条 表彰件数は、最大40件程度とする。

(表彰授与者)

第8条 表彰授与者名は、鉱山保安推進協議会会長名とする。

(表彰状及び副賞)

第9条 表彰は、鉱山保安推進協議会会長が表彰状を授与して行う。

2 前項の表彰に当たっては、副賞を授与することができる。

(募集)

第10条 被表彰者候補の募集は、実行委員会が、鉱業団体を通じて鉱業団体の会員企業等に対して行う。

2 鉱業団体は、会員企業等から推薦された被表彰者候補について、実行委員会に推薦する。

3 関係学識経験者等については、鉱業団体が実行委員会に推薦する。

(表彰審査)

第11条 被表彰者は、役員会において審査し決定する。

(表彰の方法)

第12条 表彰は、原則として、毎年1回、国の全国鉱山保安表彰式に併せて行う。

附 則

- 1 この規程は平成26年4月16日から適用する。